



1 計画策定の背景

本県では、令和元年12月に策定した県政運営の指針となる「山梨県総合計画」に基づき、『県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし』を実現するため、あらゆる施策・事業を着実に実施し、前進し続けてきました。

これまでの歩みを更に前進し加速させていくため、令和5年12月に新たな総合計画を策定し、県民の生活基盤を強く安心できるものにする「ふるさと強靱化」、物理的な面とともに意識の上での開化も進め、全ての人に対して開かれた『開の国』づくり、それらの先に、県民一人ひとりに豊かさをもれなく届けられる仕組みをもった「豊かさ共創社会」を築き上げるべく、あらゆる取組を一層強化しています。

一方で、我が国では人口減少が急速に進んでおり、本県においても地域経済や県民生活に関連した様々な課題がある中、令和5年6月に「人口減少危機突破宣言」を行い、出生率回復に向け、オール山梨で抜本的・集中的に取り組んでいます。

社会資本をめぐる状況に関しても、加速する社会資本の老朽化、大規模自然災害への備え、建設産業の担い手不足といった様々な課題がある一方、リニア中央新幹線の開業など、県民の生活に豊かさをもたらすチャンスとなる国家的プロジェクトが進行しています。

このような状況の中、持続可能な社会の構築を実現していくためには、社会資本分野における県土の目指すべき姿（方向性）を明らかにし、将来を見据えたニーズを考慮した中で集中と再編及び機能見直しの視点をもって、取り組むべき事業を示していくことが重要となります。

これまで本県においては、平成16年度に「山梨県社会資本整備重点計画」を策定し、その後、平成20年度に「第二次計画」を、平成27年度には「第三次計画」を、令和2年度には「第四次計画」を策定し、限られた財源の中で、効果的かつ効率的に社会資本整備を進めてきました。

この度、国の「社会資本整備重点計画（第六次）」及び「第一次国土強靱化実施中期計画」に合わせ、今後の社会資本整備の方向性を明らかにするため、山梨県社会資本整備重点計画（第五次）（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

●山梨県社会資本整備重点計画の変遷

➤ 第1次計画（計画期間：平成16年度～平成20年度）

- ・ 総合計画「創・甲斐プラン21」の基本理念「誇れる郷土 活力ある山梨」の実現に向け、重点的に取り組むべき社会資本整備の方向性を示した計画

➤ 第2次計画（計画期間：平成20年度～平成26年度）

- ・ 基本目標：『『活力』と『ゆとり』が調和した美し県土づくり』
- ・ 総合計画「チャレンジ山梨行動計画」の基本理念「暮らしやすさ日本一」を実感できる県土実現のために、重点的に取り組むべき社会資本整備の方向性を示した計画

➤ 第3次計画（計画期間：平成27年度～平成31年度（令和元年度））

- ・ 基本目標：『『輝き あんしん プラチナ社会』の実現』
- ・ 総合計画「ダイナミックやまなし総合計画」の基本理念「輝きあんしんプラチナ社会」の実現に向け、重点的に取り組むべき社会資本整備の方向性を示した計画

➤ 第4次計画（計画期間：令和2年度～令和9年度）

- ・ 基本目標：「活力があり快適で、安全安心なやまなしを未来へつなぐ」
- ・ 総合計画における目指すべき姿「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」の実現に向け、重点的に取り組むべき社会資本整備の方向性を示した計画



2 計画の目的・期間及び関連計画

本計画は、「山梨県総合計画」及び「山梨県強靱化計画」の下位計画で、社会資本整備に関する最上位計画です。総合計画の基本理念である『県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし』を実現するため、目指すべき本県の姿を明らかにし、整備すべき社会資本の全体像を示します。計画期間は、令和8年度～令和12年度までの5年間とします。

本計画では、中長期を見据えた上で、本県の都市部・農村部・山間部の特性等を踏まえ、各種施策の検討・実施を図っていき、調和の取れた社会資本整備を進めていくこととします。また、具体的な数値目標を設定し、進捗を管理することにより、計画の実現を目指します。

なお、計画実現に向けた各種施策の実施は、以下の関連する諸計画と相まってその効果を十分に発揮するものであります。

●本県の上位計画

①山梨県総合計画(令和5年12月策定)(計画期間:R5～R8)

本県が目指すべき姿を前計画に引き続き、「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」とし、これまでの歩みを更に前進し加速させていくための計画として策定しました。新たな県政運営の基本指針となるもので、「ふるさと強靱化」と『開の国』づくりを2つの基本戦略とし、本県の将来像の実現に向けた戦略ごとに、戦略のねらいを実現するための政策とその具体的な取組である施策に体系化して、取組内容や工程について整理したアクションプランとしての性格を併せ持つものです。

出典:<https://www.pref.yamanashi.jp/seisaku/sogokeikaku/shin-sougoukeikaku.html>

②山梨県強靱化計画(令和6年3月改定)(計画期間:R6～R10)

国土強靱化基本計画に基づき、いかなる自然災害が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域の構築に向けた「県土の強靱化」を推進するための計画として策定しました。

計画の着実な推進を図るため、施策の進捗状況を把握・評価するとともに、計画策定後に発生した自然災害等を踏まえた見直しを行い、施策の充実・改善を図る「山梨県強靱化年次計画」を毎年度策定しています。

出典:https://www.pref.yamanashi.jp/seisaku/kokudokyoujinka/kyoujinka_keikaku.html

●本県の関連計画

①やまなし農業基本計画(令和6年1月改定)(計画期間:R5～R8)

本県の農業は、生産者のたゆまぬ努力により果樹を中心とした特色ある産地を形成し、生産額や輸出額が伸びている一方で、農業従事者の減少・高齢化や資材高騰により厳しい状況にあります。このため、農畜産物のブランド価値向上と生産基盤の更なる強化により生産者の所得向上の実現を目指し、本県が重点的に取り組む施策や数値目標を示すものとして、「やまなし農業基本計画」が策定されました。

出典:https://www.pref.yamanashi.jp/nousei-som/r5_kihonkeikaku.html

②やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン(令和6年2月改定)(計画期間:R2～R11)

2015年策定の森林・林業振興ビジョンに基づく取組が進む中、森林法改正や森林経営管理法施行など行政が大きく転換期を迎えています。人工林は本格的な利用期に入り、バイオマス発電や合板工場の稼働で県産材需要が増加しています。これに対応し、生産性向上や担い手育成、資源循環の推進、さらに災害防止など公益機能の強化が必要であり、新たな指針として「やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン」が策定されました。

出典:https://www.pref.yamanashi.jp/shinrin-ss/shinrin_plan/shinrin_ringyou_plan.html



●社会資本整備に関する国の計画

①第6次社会資本整備重点計画(令和8年1月16日閣議決定)(計画期間:R8~R12)

社会資本整備重点計画は、社会資本整備重点計画法に基づき、道路・鉄道・港湾・河川・下水道などの社会インフラを、重点的・効果的・効率的に整備・管理するための国の基本計画です。

交通政策基本計画と一体的に策定・推進し、インフラ整備と交通施策を連携させ、地域の持続可能性と経済成長の両立を図ります。

重点目標として、①活力のある持続可能な地域社会の形成、②強靱な国土が支える持続的で力強い経済社会、③インフラ分野が先導するグリーン社会の実現、④戦略的・計画的な社会資本整備を支える基盤の強化の4項目を掲げており、インフラマネジメントを政策の核心に据え、防災・減災対策の強化、老朽化対策の重点化、DXや新技術の活用、担い手確保を通じ、社会資本の価値最大化を目指しています。

出典：https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/sosei_point_tk_000003.html

②国土強靱化基本計画(令和5年7月28日閣議決定)

「国土強靱化基本法」に基づき定められた計画で、「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持される」、「国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」、「迅速な復旧作業」を基本目標として、国土強靱化を推進することとしています。

「国土強靱化基本法」の改正に伴う施策の実施に関する中期的な計画である「第1次国土強靱化実施中期計画」(計画期間:R8~R12)が、令和7年6月6日に閣議決定され、対策の事業規模として、今後5年間でおおむね20兆円強程度を目処とし、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映するとされています。

出典：国土強靱化基本計画 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/kihon.html

第1次国土強靱化実施中期計画 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/dai1_chuukikeikaku/index.html

3 計画の想定事業量

継続的な公共投資の規模を想定事業量として示すことで、社会資本整備の計画的な実施や担い手となる人材の確保・育成など建設産業における将来を見据えた経営の安定化が図られる環境をつくります。

令和8年度～令和12年度における想定事業量

概ね 5,000 億円

留意事項

- ・想定事業量は、目標値を示したものです。
- ・県が主体となって行う事業のみです。
- ・今後の資材価格・人件費高騰等の影響については、適切に反映します。
- ・社会情勢の変化や国の動向によっては、随時見直しをします。